

平成 29 年度山形県機構集積協力金交付基準

平成 29 年 6 月 20 日
山 形 県

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の第 10 の 4 の規定により、山形県における平成 29 年度機構集積協力金交付基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

第 1 方針

山形県の農業の生産性の向上、競争力の強化及び発展を目的とし、担い手への新たな農地集積・集約化を加速させるとともに、集積された農地が将来にわたり担い手により有効に利用されるようにするため、機構集積協力金を本基準により交付する。

第 2 機構集積協力金の交付基準及び単価

1 経営転換協力金

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含む）に応じ、以下の交付単価を乗じた金額を交付するが、1 戸あたりの交付について上限額を設ける。

【交付単価】

- | | | |
|---------------|---|------------|
| （1）新規集積農地面積 | × | 2.5 万円/10a |
| （2）新規集積農地面積以外 | × | 2.3 万円/10a |

【上限額】

- | | | |
|--------------|---|-----------|
| （1）1 戸あたりの上限 | : | 70.0 万円/戸 |
|--------------|---|-----------|

2 耕作者集積協力金

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含む）に応じ、以下の交付単価を乗じた額を交付する。

【交付単価】

- | | | |
|---------------|---|------------|
| （1）新規集積農地面積 | × | 1.0 万円/10a |
| （2）新規集積農地面積以外 | × | 0.8 万円/10a |

3 地域集積協力金

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含む）に応じ、以下の交付単価を乗じた額を交付する。

【交付単価】

- | | | |
|---------------|---|------------|
| （1）2 割超 5 割以下 | : | 0.3 万円/10a |
| （2）5 割超 8 割以下 | : | 0.6 万円/10a |
| （3）8 割超 | : | 0.9 万円/10a |

第3 機構集積協力金の配分

経営転換協力金、耕作者集積協力金を交付した後、残りの配分額内で地域集積協力金を交付する。ただし、国からの配分額によっては、次の調整方法により、単価を調整する必要がある。

- 1 第2に掲げる交付単価で地域集積協力金を交付できない場合、または配分額が余剰する場合

地域集積協力金交付単価を次のとおり調整する（ただし、国が示す単価を上限とする）。単価は千円未満切り捨てとする。

$$\text{調整単価} = \text{地域集積協力金交付単価} \times \frac{\text{地域集積協力金配分額}}{\text{地域集積協力金所要額}}$$

- 2 国からの配分額が経営転換協力金及び耕作者集積協力金の所要額に満たない場合

経営転換協力金、耕作者集積協力金及び、地域集積協力金の交付単価を次のとおり調整する。

単価は千円未満切り捨てとする。

$$\text{調整単価} = \text{交付単価} \times \frac{\text{配分額}}{\text{所要額}}$$

第4 事業対象期間

平成29年1月1日から平成29年12月末日までを対象とする。

第5 その他

交付申請面積が確定する平成30年1月頃に、国からの配分額と事業量により本基準の交付単価を変更する必要がある。